

令和7年度佐賀県健康プラン推進審議会  
次 第



日時：令和8年2月9日（月）19:00～20:30

場所：県庁 新館 11階 大会議室

1 あいさつ

2 議 事

(1) 第3次佐賀県健康プランの推進について

【 資料1-1 】

【 資料1-2 】

【 資料1-3 】

(2) 第3次佐賀県歯科保健計画の推進について

【 資料2 】

(3) 地域・職域連携の推進について

①地域・職域連携推進の取組について

【 資料3 -1 】

②地域と職域の連携の実際について

・佐賀県保険者協議会の取組

【 資料3 -2 】

・全国健康保険協会佐賀支部の取組

【 資料3 -3 】

・佐賀労働局の取組

【 資料3 -4 】

(4) 各団体の取組状況について

【 資料4 】

令和7年度佐賀県健康プラン推進審議会委員名簿(任期2026.3.31迄)

区分	所属	役職	委員名	
学識経験者	佐賀大学医学部	教授	高橋 宏和	
	佐賀大学医学部	准教授	西田 裕一郎	
	西九州大学	教授	横尾 美智代	
保健医療関係者	(一社)佐賀県医師会	副会長	貝原 良太	(新)
	(一社)佐賀県歯科医師会	理事	古賀 真	
	(一社)佐賀県薬剤師会	理事	福島 あさ子	
	(公社)佐賀県看護協会	常務理事	永尾 一恵	(新)
	(公社)佐賀県栄養士会	理事	松田 野利子	
保険者	全国健康保険協会佐賀支部	企画総務部長	中野 一久	
	佐賀県国民健康保険団体連合会	常務理事	井上 洋	(新)
	健康保険組合連合会佐賀連合会	事務局長	田中 英樹	
	佐賀県保険者協議会	副会長	山領 豊	(新)
商工関係	佐賀県商工会議所連合会	事務局長	八谷 浩司	
	佐賀県商工会連合会	支援員	山下 雅子	
関係団体	佐賀県市長会	理事	南里 隆	(新)
	佐賀県町村会	監事	松田 一也	
	佐賀労働局 労働基準部	地方労働衛生専門官	迎 義則	(新)
	佐賀県PTA連合会	母親委員	梶原 美紀	(新)
	(NPO法人)佐賀県CSO推進機構	理事	山岡 弘美	
公募委員	県民公募委員	-	堤 祐美	

【関係課（オブザーバー）】

スポーツムーブメントチーム、くらしの安全安心課、医務課、国民健康保険課、長寿社会課、障害福祉課、男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、産業人材課、農業経営課、保健体育課、各保健福祉事務所

## 佐賀県健康プラン推進審議会設置要綱

(設置)

第1条 健康寿命の延伸、生活の質(QOL)の向上及び活力ある持続可能な社会の構築を目指す生涯を通じた県民の健康づくりである「佐賀県健康プラン」を総合的、効果的に推進するための審議を行うとともに、県内の地域・職域の連携を図るため、県を単位とした「佐賀県健康プラン推進審議会」(以下「審議会」という。)及び2次医療圏を単位とした「佐賀県健康プラン地域・職域協議会」(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 佐賀県健康プランの策定・改訂・進捗管理に関する事項
- (2) 県民の健康づくり対策についての総合的企画調整に関する事項
- (3) 健康づくりに関する情報の収集・提供及び調査・研究に関する事項
- (4) 地域・職域の連携した共同事業に関する事項
- (5) その他健康づくりのために必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる分野を代表する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 関係団体
- (4) 県民公募委員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、会議の運営上必要と認める場合は、委員以外の者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(専門的組織)

第7条 審議会は、第3条に定める事項について具体的な検討を行うため、専門的な組織を置くことができるものとする。

2 専門的組織の構成、運営等については、会長が別に定める。

(地域協議会)

第8条 地域協議会の構成、協議事項及び運営等については、別に定める。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課内に置く。

2 地域協議会の事務局は、佐賀県健康福祉部各保健福祉事務所内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 佐賀県健康プラン推進審議会の役割と体制

## 役割

- ・「佐賀県健康プラン」を総合的、効果的に推進するための審議  
※具体的な検討を行うため、専門的組織を設置し、協議検討
- ・県内の地域(保健)・職域(保健)の連携を図るための協議及び情報共有

## 体制

### 佐賀県健康プラン推進審議会

#### 2次医療圏(保健所)単位 地域・職域連携推進協議会

地域の地域・職域連携強化及び地域の健康課題解決と、  
連携事業等に関する協議  
※運営等については、各保健福祉事務所で定めている  
事務局:保健福祉事務所

#### 健康づくり専門部会

部会長:佐賀県医師会(常任理事)  
構成員:医師会、大学(佐賀大学、西九州大学)、市町、保健福祉事務所等(7名)  
事務局:健康福祉政策課  
※必要に応じ開催

#### 歯科保健専門部会 (佐賀県口腔保健支援センター事業委員会)

部会長(委員長):口腔保健支援センター長(健康福祉政策課長)  
構成員:大学、医療保健、行政、福祉、教育関係者(12名)  
事務局:健康福祉政策課  
※年1回程度開催

## 佐賀県健康プラン推進審議会健康づくり専門部会運営要領

### (設置)

第1条 県民の健康づくり推進の具体的方策を検討するため、佐賀県健康プラン推進審議会設置要綱第7条の規定に基づき、健康づくり専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1)「佐賀県健康プラン」の改定と推進に関すること。
- (2)その他必要な事項

### (組織)

第3条 専門部会は、委員10名以内で組織する。

2 専門部会の委員は、関係団体、関係行政機関等を代表する者及び学識経験者を有する者のうちから、佐賀県健康福祉部長が依頼する。

3 専門部会に委員の互選により、部会長を置く。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (専門部会の事務局)

第6条 専門部会の事務局は、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課に置く。

### (補則)

第7条 この要領で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 佐賀県口腔保健支援センター事業委員会設置要領

### (設 置)

第1条 佐賀県口腔保健支援センターの事業等について協議・検討するため、佐賀県口腔保健支援センター事業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (協議・検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議・検討する。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- (3) 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- (6) 「歯科保健計画(ヘルシースマイル佐賀21)」の改定と推進に関すること
- (7) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。  
2 委員は、保健、医療、社会福祉、教育その他の関係者の中から、知事が委嘱する。  
3 委員会に委員長を置く。委員長は、佐賀県口腔保健支援センター長をもってあてる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。  
2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課内(佐賀県口腔保健支援センター)に置く。

### (附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。